

第366回

—不動産・資産の活用をお考えの皆様へ—

初参加  
無料

# 不動産に関する トラブル事例セミナー

様々なトラブルに対処されてきた法律の  
エキスパートの関弁護士にお話しいただきます。



第1部

90分

## 不動産に関するトラブル事例

関泰宏法律事務所

講師 関 泰宏 氏

「用途変更を伴う賃貸物件に関する貸主の説明義務」や「老朽借家の修繕義務の免除特約の有効性」など最近の裁判例に見る不動産オーナーとしての必須の法律知識をご説明いたします。

(プロフィール)  
昭和30年生まれ  
中央大学法学部卒業  
昭和63年 司法試験合格  
平成3年 弁護士登録  
不動産・保険関係が主な専門領域  
福岡県宅建協会顧問弁護士

日時 2022年 **8月20日(土)**

<受付> 12:30~

<講演> 13:00~14:45

※当日会場は隣の方との間隔を十分に確保して開催します。

※後日、セミナー内容をWEB配信しますので、

ホームページよりWEBセミナー希望とお申込みください。

※最新情報はHPでお知らせします。

<https://chintaiyokai.com/>

場所 アクロス福岡7F 大会議室  
福岡市中央区天神1-1-1

対象 地主様・家主様・賃貸経営に興味のある方

定員 80名 費用 会員:無料 非会員:3,000円



### ■地下鉄:

地下鉄空港線天神駅16番出口から徒歩5分  
地下鉄七隈線天神南駅5番出口から徒歩7分

▼ ホームページ



福岡県賃貸住宅経営者協会

TEL.092-761-3800 FAX.092-725-3111

ちんたい協会 福岡県支部

検索

セミナーお申込は裏面へ

# 福岡で賃貸経営を頑張るオーナー様を応援します

現在、全体的な住宅ストック世帯数4,097万戸に対し、住宅数は4,588万戸。賃貸経営は“量よりも質”を求められています。ライフスタイルの多様化、超高齢社会を迎え、デザイン性の高さや福祉型賃貸住宅の供給など、経営者が求められるものも多岐に渡っています。このような時代背景の中、入居率の確実な上昇には、借家希望者のニーズへ、的確かつ迅速に応えることが必須です。福岡県賃貸住宅経営者協会では、全国各地の支部と連動した情報を盛り込んだ「賃貸Life」を年4回発行、役に立つセミナーを毎月1回開催しています。またトラブルが起きた際には、住宅経営士・公認会計士・税理士など専門家への無料相談も受け付けています。



## 福岡県賃貸住宅経営者協会とは

- 1 賃貸住宅の家賃に課税される消費税を撤廃しました。
- 2 不動産貸付用宅地に関する相続税の減額を実現しました。



## セミナーについて

土地活用事例の研究発表・紹介及び提案、税金や相続対策のケーススタディ、法律改正や金融情勢など、時代を先取りした様々なテーマでセミナーを行っています。  
<毎月1回開催>

お申込はこちら▶

FAX : 092-725-3111 MAIL : info@chintaikyokai.com

● 8月20日トラブル事例セミナー 参加（会員） 参加（非会員）

※セミナー後のイベントはありません

会員名	フリガナ	TEL	
参加者名	フリガナ	参加人数	FAX
住所	〒	eメール	

【個人情報の利用目的】 ご記入いただきました個人情報は受講申込み受付およびご連絡に利用させていただきます。また、弊社から各種講座、セミナー、イベントの情報等のご案内に利用させていただきます、それ以外の目的では使用いたしません。尚、個人情報についての変更や削除のご要望がございましたら、お気軽にお申し出ください。

■ お問い合わせは

福岡県賃貸住宅経営者協会 担当：ナカコハラ

〒810-0054 福岡市中央区今川1-1-1-2F

<営業時間> 10:00~17:00 <定休日> 日曜日・祝日

TEL 092-761-3800

FAX 092-725-3111

MAIL info@chintaikyokai.com